

小田原市観光交流センター条例に基づく申請に対する処分の審査基準及び不利益処分の処分基準に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市観光交流センター条例に基づく申請に対する処分の審査基準及び不利益処分の処分基準
政策等の案の公表の日	令和2年9月15日（火）
意見提出期間	令和2年9月15日（火）から令和2年10月14日（水）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	9件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
持参	0人

無効な意見提出	0人
---------	----

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	1
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	0
D	その他（質問など）	8

〈具体的な内容〉

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	現在ホームページで確認できる小田原市の例規集は令和2年5月29日時点の状態であり、小田原市観光交流センター条例及び施行規則が確認できない状態で条例等を前提とした処分に対する審査基準や不利益処分の処分基準を提示されても意見が出せないため、改めて意見募集を行ったほうがよいのではないか。	D	小田原市観光交流センター条例については、市のホームページの「公布した条例等」にて公開しています。また、本素案は条例の審査基準の案です。規則については令和2年3月13日から同年4月13日の間にパブリックコメントを実施しましたが、この審査基準及び処分基準と同時に制定する予定です。特に意見募集を改めて行うことは考えていません。
2	「特別の設備」とは具体的にどのようなものか。	D	特別の設備については、にぎわい広場やイベントスペースにおけるイベント使用時のブース出展やステージ設営等を想定しています。
3	「指定管理者がする以外の施設・設備等全部」とはどういうものか。	D	指定管理者がする以外の施設・設備等全部については、指定管理者以外が行う全ての特別の施設及び設備のことです。こちらの表記につきましては、分かり辛いため表記を変更しました。
4	「指定管理者がする以外の施設・設備等全部」に対して、指定管理者が承認をすることはおかしいのではないか。指定管理の範疇外であれば小田原市長が承認をするべきなのではないか。	D	小田原市観光交流センターの管理運営は指定管理者が行うこととしていることから、特別の施設及び設備の承認についても指定管理者が行うこととしています。
5	ここにおける承認とは、行政行為上どのような意味を持つのか。（条例において、許可と承認が使い分けがされているが、その違いについて）	D	この条例の中では、使用者が行おうとする行為に対し、指定管理者が支障ない旨等を認める行為を承認という処分とし、申請等で特に認められなければ行うことのできない行為を指定管理者が認める処分を許可としています。
6	承認を受けるためには承認を受	D	特別の設備の承認を受けようとするとき

	<p>けようとする者は何をすればよいのか。</p>		<p>は、使用者は指定管理者に実施予定である特別の設備の内容、場所、使用目的その他必要事項について申請を行います。指定管理者は、その申請内容を小田原市観光交流センター条例第14条及び当該条項の審査基準に基づき審査し、その特別の設備の承認の可否を行います。</p>
7	<p>令和元年度に行われた（仮称）小田原市観光交流センター条例等の制定のパブリックコメントの意見への回答にて、「カフェの運営につきましては、事業者に対して、その使用を許可する考えです」とあるが、このカフェの運営のために行う許可についての審査基準や不利益処分の処分基準は無いのか。</p>	D	<p>本素案は小田原市観光交流センター条例に基づく申請に対する処分の審査基準及び不利益処分の処分基準に関するものであり、カフェ部分につきましては、小田原市観光交流センター条例に記載はありません。</p>
8	<p>不利益処分の個票については、条例の文言をそのまま書いているだけでは意味がないのではないのか。観光交流センターの管理上支障があると認められる者等が具体的にどのような者であるのかを記載するのが個票なのではないのか。</p>	A	<p>ご意見を踏まえて、具体的な例示を追加いたします。</p>
9	<p>小田原市観光交流センター条例は、その附則において、条例の施行前であっても観光交流センターの施設の使用のため必要な手続その他の行為を行うことが認められている。今回のパブリックコメントの結果公表については、小田原市観光交流センター条例公布日（令和2年6月30日）から起算して1年6か月を超えない範囲内において規則で</p>	D	<p>意見公募手続の結果については、小田原市意見公募手続条例第10条に基づき、当該政策等の公表の日までに公表をすることとされています。</p>

	<p>定める日を予定日としているが、施設の使用許可等の手続きについては、条例の施行前に当然に行われると思われることから、小田原市意見公募手続条例第10条を遵守し、最低でも施設の使用許可等の受付を開始するまでに結果を公表されたい。</p>		
--	--	--	--